居宅介護（支援）福祉用具購入費受領委任払い契約書

菊池市（以下「委託者」という。）と指定福祉用具販売事業者　　　　　　　　　　　　　　　（以下「受託者」という。）との間に、「介護保険法（平成９年法律第１２３号。以下「法」という。）第４４条第５項及び第５６条第５項」並びに「厚生大臣が定める居宅介護福祉用具購入費等の支給に係る特定福祉用具の種類」（平成１１年３月厚生省告示第９４号。以下「福祉用具」という。）及び「居宅介護福祉用具購入費支給限度基準額及び居宅支援福祉用具購入費支給限度基準額」（平成１２年２月厚生省告示第３４号。以下「基準額告示」という。）に基づき委託者が行う居宅介護（支援）福祉用具購入費（以下「福祉用具購入費」という。）の受領委任払いについて以下のとおり契約する。

（目的）

第１条　この契約は、委託者が行う介護保険の被保険者について、福祉用具購入費支給申請事務に係る被保険者の便宜を図るとともに、被保険者の自己負担費用の一時的軽減と生活の安定に寄与することを目的とする。

（対象者）

第２条　受領委任の対象者は、委託者が行う介護保険の要介護被保険者等であり、菊池市介護保険償還払給付の受領委任の実施に関する要綱第3条第1号、第2号及び第３号に該当する者とする。

（手続）

第３条　受領委任により、福祉用具を購入する要介護被保険者等は、その実施についてあらかじめ、指定居宅介護支援事業者を通じて、委託者と事前協議を行なわなければならない。

２　要介護被保険者等は、受領委任により利用者負担額の支払に代えようとするときは、受領委任払い用介護保険居宅介護（支援）福祉用具購入費支給申請書により、受託者に申し出なければならない。

３　要介護被保険者等から受領委任の申し出を受けた受託者が、その申し出に同意したときは、前項の支給申請書に必要事項を記入し、押印のうえ、これを要介護被保険者等に交付するものとする。

４　前項の支給申請書を受理した要介護被保険者等は、これに領収書及びパンフレット等を添付して委託者に提出するものとする。

（支給決定）

第４条　委託者は、前項の申請があったときは、速やかに支給の可否を決定し、この内容を要介護被保険者等及び受託者に通知するとともに、支給を決定した場合には、福祉用具購入費を申請書で指定する事業者の預金口座に振り込むものとする。

（義務）

第５条　受託者は要介護被保険者等への福祉用具の販売に関し、要介護被保険者等の依頼する指定居宅介護支援事業者と連絡調整を行わなければならない。

２　受託者は、要介護被保険者等への福祉用具の販売にあたっては、他の利用者との公平性・公正性を確保しなければならない。

（不正受給）

第６条　委託者は、受領委任の方法によって不正に福祉用具購入費を受給したことを確認したときは、その費用の全部又は一部を受託者から返還させるものとする。

（契約の解除）

第７条　受託者がこの契約内容に違反した場合又はその他の介護保険法に違反した場合は、委託者は契約を解除することができる。

（契約期間）

第８条　この契約書の契約期間は、契約日から　　　年　月　日とする。ただし、期間満了１ヶ月前までに書面による別段の意思表示が無いときは、本契約は引き続き同一条件をもって一年間自動的に継続されるものとし、以後も同様とする。

（変更届の提出）

第９条　受託者は、住所又は代表者氏名等が変更になった場合は、委託者に変更届を提出するものとする。

（疑義の解明）

第１０条　この契約書に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、必要に応じて委託者と受託者が協議して定める。

この契約書を証するため、本通2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

　　年　　　月　　　日

委託者　　熊本県菊池市隈府888番地

菊池市

菊池市長　　　　　　　　　　　　印

受託者　　住所

事業者名

代表者氏名　　　　　　　　　　　印